

北区立赤羽岩淵中学校 いじめ防止基本方針

令和元年4月制定(令和3年改定)

I 基本方針

本校は、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなる環境づくりを目指すとともに、いじめを認知した際には組織的な対応により可及的速やかに解決することを目的に、以下の「赤羽岩淵中学校いじめ防止基本方針」を定める。

- いじめを生まない学校づくりを進めるため、生徒理解を深める。
- 教職員が生徒の些細な変化に対して敏感に反応できるよう、いじめ問題への鋭敏な感覚を研ぎ澄ます。
- いじめられた生徒を徹底的に守りとおし、生徒のいじめ解決に向けた主体的な取組みを支援する。
- 個々の教員のいじめ問題への的確な指導力を高めるとともに、学校全体で組織的に取り組む。
- 保護者・地域・関係機関と連携し、学校を取り巻く社会総がかりで問題解決を図る。

II いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条より】

III いじめの禁止

- ・児童等は、いじめを行ってはならない。【いじめ防止対策推進法 第4条より】
- ・いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

IV 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、校長・副校長・主幹教諭・学年主任・特別支援学級主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、その他校長の指名する者とする。

学校の具体的な取組

◆いじめの未然防止に関するアプローチ

- ア 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成し、いじめを生む可能性のある瞬間を見逃さないよう組織的に取り組む。
- イ 道徳教育や人権教育を充実することで、生徒と生徒、教職員と生徒がより良い人間関係を構築し、お互いの人権を尊重し合う豊かな心を育成する。
- ウ 教育活動全体をととして生徒の自尊感情や自己有用感を高める。
- エ 生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のものも含む）防止のための啓発活動を推進する。
- オ 関係諸機関と連携を図り、生徒が自発的に行ういじめを防止する活動を支援する。

◆いじめの早期発見に関するアプローチ

- ア 年2回、生活に関するアンケート調査を実施し、生徒の実態把握に努めるとともに、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- イ 1年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面接を実施し、生徒の心情把握とスクールカウンセラーとの関係構築を図る。
- ウ 生徒や保護者がいじめに関する相談が行えるよう、スクールカウンセラーを配置するとともに、都及び区の相談窓口を周知徹底する。
- エ ICTをととして行われるいじめを防止、効果的に対処できるよう啓発活動を実施する。

◆いじめの早期対応に関するアプローチ

- ア いじめを発見あるいはいじめに関する相談を受けたら、ただちに事実確認を行い、速やかに組織対応を開始する。
- イ 事実確認ができたなら、いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、毅然とした態度でいじめた生徒の指導を行う。
- ウ いじめを受けた生徒が安心して落ち着いて教育が受けられる環境を保護者と連携して整える。
- エ いじめを見ていた生徒に対し、自分の問題としてとらえられるようにする指導を行う。
- オ 関係者間に争いが生じないよう、必要な情報を共有することができる対策を講じる。
- カ 犯罪行為として取り扱われる可能性があるいじめについては、警察と連携しながら解決を図る。

◆重大事態への対処

※学校は、保護者、地域と一体となり、被害にあった生徒を守り通すため、以下の対処をする。

- ア 北区教育委員会へ速やかに報告し、適切に連携して事態の解決を目指す。
- イ 被害の生徒に対する複数の教員による保護や緊急避難、さらに家庭との情報共有を徹底する。
- ウ 加害の生徒に対する別室指導や懲戒・出席停止等の検討、さらに保護者に対するケアを実施する。
- エ 事案に対処するため教育委員会が設置する組織と連携し、事実関係を明確にする調査を実施する。

「いじめ防止に向けた」年間計画

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 通年

校内体制の
確立

- ◆年度当初の職員会議
・学校いじめ基本方針の徹底・いじめ総合対策の確認
- ◆年間指導計画への位置付け
・学年、教科、部活動運営計画等に「いじめ防止教育」を明記
- ◆学校いじめ対策委員会
・組織の役割の確認

未然防止
アプローチ

◆SCの全員面接

◆運動会

◆教職員研修 補習教室

◆生徒会選挙

◆文化発表会、
合唱コンクール

◆三年生を送る会

◆道徳、人権教育

早期発見
アプローチ

◆ふれあい月間
調査①（6月）

◆三者面談

◆ふれあい月間
調査②（10月）

◆三者面談

◆ふれあい月間
調査③（2月）

◆SC等による
相談の実施

◆学校評価の実施
・自己評価、関係者評価等

◆登校時声掛け、
授業公開、保護者会、
学校運営連絡協議会